

議案第 87 号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和 33 年川崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 33 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1 件につき 10,000 円

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を新設し、及び水道法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。